

岡山労働局発表
令和3年11月18日

報道関係者 各位

【照会先】岡山労働局 雇用環境・均等室
監理官 犬塚 浩司
電話 086-225-2017

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省ではパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどのない職場づくりを推進するため、業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、全国の労働局で集中的な周知啓発の取組を実施します。

パワーハラスメント（職場のいじめ・嫌がらせ）の相談件数は、平成16年度以降増加し続けていましたが、令和2年度は1,368件であり、17年ぶりに前年度(1,554件)と比べ減少となりました。しかしながら、令和3年度上半期(4～9月)では前年度同期と比べ大幅増加となっています。また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントについても、不利益な身分変更や職を失いかねない深刻な相談が多く寄せられています。

岡山労働局（局長 内田敏之）においては、本月間中に特別相談窓口を開設し、労働者や事業主等からのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについての相談を受付けます。

また、令和2年6月施行の改正労働施策総合推進法が来年4月より中小企業にも適用され、パワーハラスメント防止措置が全ての事業主に義務化されることとなりますので、中小企業・小規模事業場を中心に、周知啓発活動を強化します。

具体的な取組は次のとおりです。

① 特別相談窓口の設置

- 労働者・事業主向け
- 「職場のハラスメント」「ハラスメント防止対策」等に関する相談を受付
- 岡山労働局雇用環境・均等室内
(岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎3階) に開設
- TEL 086-225-2017
- 祝日を除く月～金曜日 9:30～17:00

② 説明会の開催

「パワーハラスメント対策に関する説明会」

～11月26日(金) 14:30～16:50～

- 来年4月より全事業主に適用されるパワハラ防止措置義務について、何を講ずべきかを労働局より具体的に説明します。また、パワハラ等によるメンタル不調を予防するための具体的な対応法を、学識者より講演してもらいます。
- オンライン開催 / 無料 / 予約制
- 説明会への参加方法は参考資料5のとおり。
- 開催前日(11/25)まで申込可能。

③ その他の広報・啓発活動

- 事業主団体・自治体を通じた事業主向け広報資料の配布、ポスターの掲示
- インターネット広告・労働局HP・ツイッターによる広報

別添

- 参考資料1 ハラスメントに関する相談状況等
- 参考資料2 「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」(特別相談窓口周知用リーフ)
- 参考資料3 「労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！」(改正法周知用リーフ)
- 参考資料4 「12月は職場のハラスメント撲滅月間です」(撲滅月間周知用ポスター)
- 参考資料5 「パワーハラスメント対策に関する説明会」(説明会案内用リーフ)